

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
株式会社 J T B	東京都品川区東品川二丁目 3 番 1 1 号	3 - 0 0 5 5 0

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 7 月 2 0 日～令和 6 年 1 2 月 1 9 日（6 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品調達等

4. 事実概要

当該業者は、青森市の入札において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和 6 年 5 月 3 0 日に公正取引委員会から排除措置命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成 2 9 年要領第 4 号）別表第 8 号に該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表〉

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5（ダイヤルイン）